は、前条第１項および第２項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、受信料額から、１件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に１件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円

２　前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が９件または特別契約の契約件数が９件である１の受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した受信料額を支払うものとする。

３　第１項の多数契約一括支払に関する特例を第５条の４に定める同一生計支払に関する特例または第５条の５に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる受信契約者が支払う受信料について、受信料額から、１件あたりその契約種別に応じて減ずる月額は、本条第１項に定める額に第５条の４または第５条の５に定める減額分を加算したものとする。

４　前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する１の受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の受信料額を用いるものとする。

料を支払う場合は、前条第１項および第２項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、放送受信料額から、１件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に１件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円

２　前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が９件または特別契約の契約件数が９件である１の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。

３　第１項の多数契約一括支払に関する特例を第５条の４に定める同一生計支払に関する特例または第５条の５に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が支払う放送受信料について、放送受信料額から、１件あたりその契約種別に応じて減ずる月額は、本条第１項に定める額に第５条の４または第５条の５に定める減額分を加算したものとする。

４　前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する１の放送受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した放送受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の放送受信料額を用いるものとする。

⑴　衛星契約の契約件数が７件、８件または９件であるとき ⑵　特別契約の契約件数が８件または９件であるとき ５　（略）	⑴　衛星契約の契約件数が７件、８件または９件であるとき ⑵　特別契約の契約件数が８件または９件であるとき ５　（略）
（団体一括支払に関する特例（団体一括割引）） 第５条の３　別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、第６条第３項に定める口座振替または継続振込により一括して受信料を支払う場合は、第５条第１項および第２項の規定にかかわらず、受信料額から、１件あたり月額180円を減じて支払うものとする。 ２　前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる受信契約者が代表者を通じ支払う受信料について、受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものとする。 ３　（略）	（団体一括支払に関する特例（団体一括割引）） 第５条の３　別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している放送受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、第６条第３項に定める口座振替または継続振込により一括して放送受信料を支払う場合は、第５条第１項および第２項の規定にかかわらず、放送受信料額から、１件あたり月額180円を減じて支払うものとする。 ２　前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる放送受信契約者が代表者を通じ支払う放送受信料について、放送受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものとする。 ３　（略）
（同一生計支払に関する特例（家族割引）） 第５条の４　住居に受信機を設置した場合または世帯においてＮＨＫの配信の受信を開始した場合についての受信契約を締結している者が、本条の特例を受けることなく受信料を支払う場合で、その受信契約者またはその者と生計をともにする者が、別の住居への受信機の設置またはＮＨＫの配信の受信開始について別の受信契約を締結し、当該契約について所定の手続きを行なうときは、当該契約について、受信料額から、第５条に定める受信料額の半額を減じて支払うものとする。ただし、本条の特例は、いずれの受信契約についても第６条第３項に定める支払方法により受信料を支払う場合にのみ適用する。	（同一生計支払に関する特例（家族割引）） 第５条の４　住居に設置した受信機についての放送受信契約を締結している者が、本条の特例を受けることなく放送受信料を支払う場合で、その放送受信契約者またはその者と生計をともにする者が別の住居に設置した受信機について放送受信契約を締結し、当該契約について所定の手続きを行なうときは、当該契約について、放送受信料額から、第５条に定める放送受信料額の半額を減じて支払うものとする。ただし、本条の特例は、いずれの放送受信契約についても第６条第３項に定める支払方法により放送受信料を支払う場合にのみ適用する。